

現行基本計画の進捗状況と分析

ジャンル	概 況	課 題 等	達成度
ごみ減量・環境負荷低減へのインセンティブ付与	・ 4 事業所で I S O 1 4 0 0 1 取得 ・ K E S 創設 ・ 大型ごみ有料化及び持込ごみ手数料の改定 ・ グリーン購入推進	・ 本庁舎認証取得に向けた取組の推進 ・ エコライフ認定制度 ・ 家庭ごみ削減に関する顕彰制度 ・ 情報インセンティブ及び更なる経済的インセンティブ導入手法の検討	
発生抑制	・ 買い物袋持参の促進 ・ ごみ減量推進会議による簡易包装推進キャンペーンの実施	・ 効果把握手法検討の必要 ・ 意識の希薄な層をどう取り込むか	
再使用	・ 不用品交換情報システム ・ 市役所前フリーマーケットの後援	・ 再使用の促進をさらに進めていく必要あり ・ インターネットオークション等、より手軽にアクセスできるシステムとの競合の問題	
再生利用	・ 秘密書類リサイクル ・ 廃食用油リサイクル ・ 業界と連携した古紙安定的回収維持 ・ 民間再資源化施設の誘致 ・ 各種リサイクル法への対応	・ バイオガスプラントの本格稼働、それに伴う厨芥類の分別収集確立 ・ その他プラ収集の全市拡大	
適正処理	・ 東北部クリーンセンター整備 ・ ダイオキシン対策工事	・ 有害廃棄物の適正処理 ・ 今後、ハード整備に対する投資をどう考えていくか	
まちの美化の推進	・ 京都美しいまちづくり推進本部設置 ・ まちの美化市民総行動 ・ 美化パスポート事業，ボランティア活動支援 ・ まちの美化推進住民協定締結促進	・ 参加者の固定化現象をどう打破するか	○
コミュニティ創出	・ 京エコロジーセンターの整備 ・ 京都市ごみ減量推進会議設立 ・ 地域ごみ減量推進会議設立支援	・ エコビジネスフォーラム立上げ ・ ごみ減の更なる規模拡大と取組の充実 ・ 学生の自主的活動の促進	
まちづくり	・ 廃食用油回収拠点の拡大	・ 資源循環が円滑に行われるシステムを有するまちづくりの推進	

■ は、今後特に取組が必要なジャンル

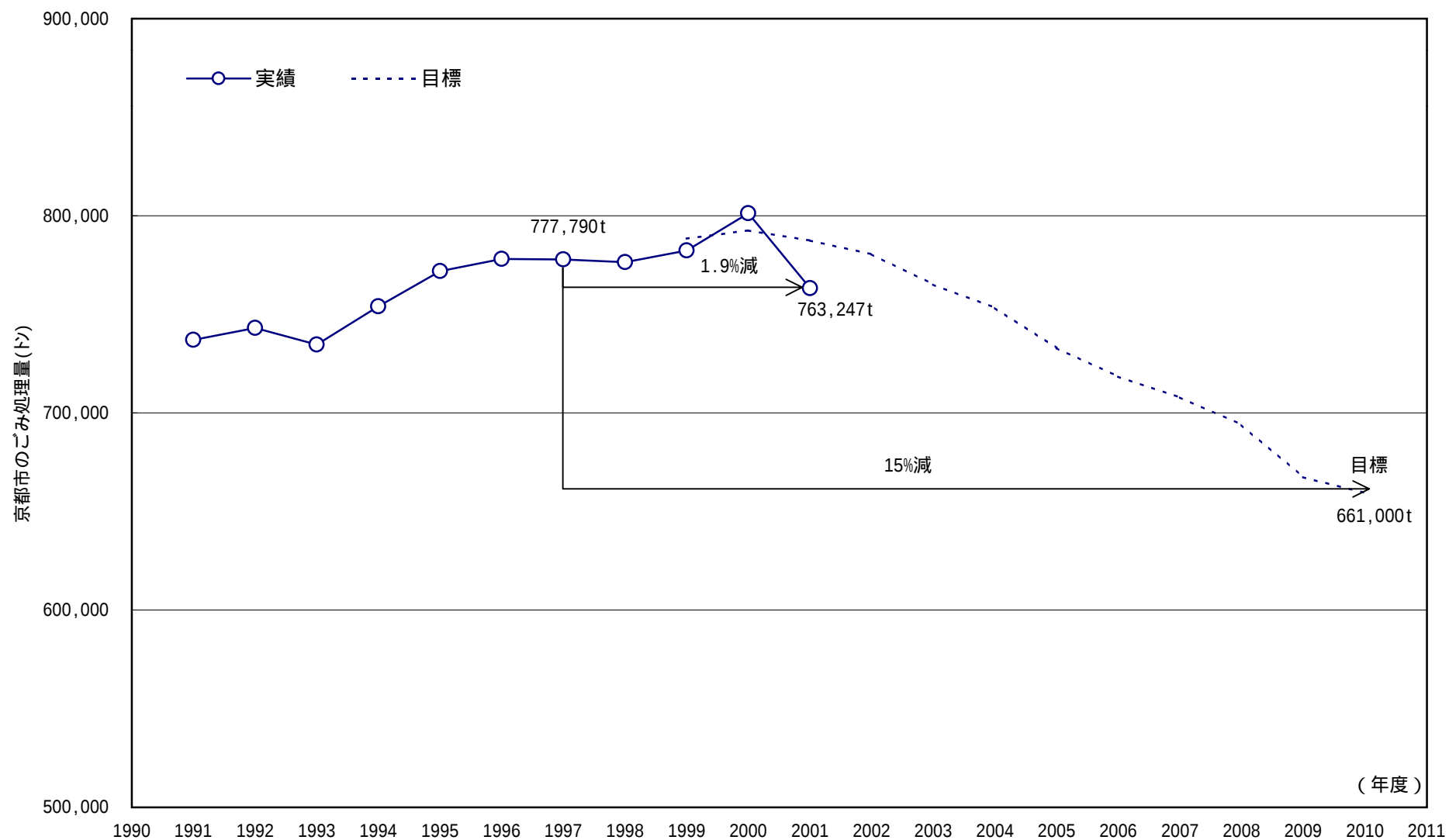


図 京都市のごみ処理量の推移と現行計画の目標値

ごみ処理量 = 総排出量 - 再資源化量

国の循環基本法,各種リサイクル法等の概要と現行基本計画との乖離

【ポイント】

- 近年の法整備により,
 - ・ 廃棄物の処理責任は,自治体から排出者・生産者へ,処理方法は,焼却・埋立から発生抑制・再使用へと移りつつある。
 - ・ 廃棄物の定義・区分の変更や容器包装リサイクル法,家電リサイクル法についても見直す動きがある。
- 現行基本計画の目標値が,各リサイクル法で示す数値を満たさない場合があり,特に発生抑制面での取組強化が必要である。

➡ 現行基本計画を見直し,各種リサイクル法,今後策定予定の循環型社会形成推進基本計画等,その他上位計画との整合を図る必要がある。

法律	公布年月	法律の要旨	減量目標値等	
			現行基本計画	当該法律
循環型社会形成推進基本法	H12.6	(1)廃棄物の処理責任 自治体中心→排出者責任や生産者責任の明確化。 (2)廃棄物対策の優先順位 焼却・埋立中心→発生抑制,再使用,再生利用,熱回収,適正処理の順位を明記。	・自治体中心の処理 ・各処理方法が同列	・排出者,生産者責任 ・発生抑制,再使用優先
食品リサイクル法	H12.6	(1)食品廃棄物や建設廃棄物を排出する事業者の発生抑制や再生利用の責任が明記。 (2)地方公共団体が中心になって,その地域特性に応じてリサイクルが円滑に推進されるよう総合調整の役割を果たすことを明記。 (3)再生利用の目標値を設定。	平成 18 年度 3.1%減(対 12 年度比)	平成 18 年度 20%減(対 12 年度比)
建設リサイクル法	H12.5		平成 22 年度 廃木材:70%減 がれき類:40%減	平成 22 年度 コンクリート塊,建設発生木材, アスファルト・コンクリート塊 各 95 %
改正廃棄物処理法	H12.6	(1)廃棄物の減量化や適正処理についての総合的で計画的な基本方針を定めることを新たに規定。 (2)産業廃棄物に対して公的関与による施設整備の促進。 (3)廃棄物の減量化の目標値を明記。 (4)法律に対する衆参両院の付帯決議 ・ 廃棄物の定義及び一般廃棄物・産業廃棄物の区分のあり方,使用済み製品に係る生産者の役割のあり方について根本的な見直しを含めて検討すること ・ 容器リサイクル法や家電リサイクル法について,その必要な見直しを行うこと	平成 22 年度 ・再生利用量:23% ・最終処分量:約 8 % 減 (対 9 年度比)	平成 22 年度 ・排出量 :5%減 (対 9 年度比) ・再生利用量:24% ・最終処分量:約 50 % 減 (対 9 年度比)
資源有効利用促進法	H12.6	(1)事業者の取組(従来の再生資源利用促進法からの転換) 1 R (リサイクル) → 3 R (リデュース,リユース,リサイクル) (2)特定業種や特定製品を規定して 3 R の促進を誘導。 現在,二次電池(ニッケル電池等),事業用パソコンを指定。		

ごみ処理基本計画見直しの方向性（案）

京都市ごみ処理基本構想（平成10年5月）

- 建都1200年の伝統に培われたものを大切にするという価値観の復権
 - 高度な技能を集約 → 西陣織等
 - 一品を大切にし、そのものの価値を高める → 清水焼等
 - 自然との調和の中に暮らす生活術 → 京町屋等
- C O P 3 開催都市として地球温暖化防止に資する取組

持続可能な社会の実現

環境負荷の低減

天然資源
採取量の抑制

○ 将来社会像

「循環型社会経済システム」
+
「ポスト消費社会」

「環境共生型都市・京都」の実現
【目標年次：2025年】

○ 将来ごみ処理システム像

発生抑制
収集・処理
埋立処分

ごみの発生・排出抑制の推進
環境負荷の最小化、資源・エネルギー回収の最大化
最終処分量の最小化、埋立物の安定化・無害化

○ 市民・事業者・行政の役割

市民
事業者
行政

循環型社会をかたちづくる主役
自己処理責任を認識した自主的取組の推進
市民・事業者の自主的取組の自立を支援

1999年6月
(平成11年6月)
策定

⇒ 反映させるべき
主なできごと

2003年10月
(平成15年10月)
策定予定

循環基本法の制定
各種リサイクル法の制定
廃棄物の定義・区分の変更(検討中)
容り法・家電リ法の見直し

現行ごみ処理基本計画

循環を基調としたまちづくり

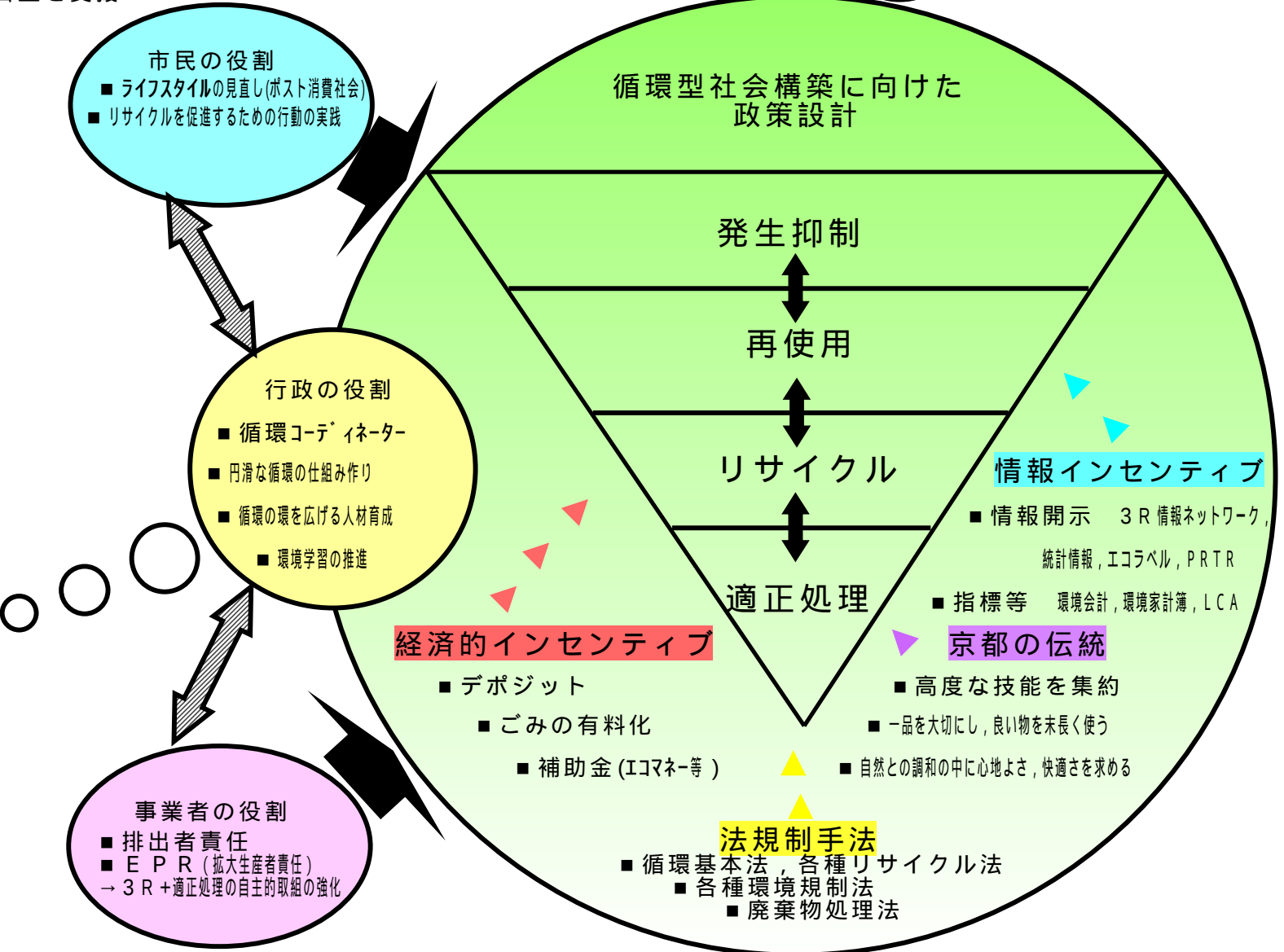
新ごみ処理基本計画

(見直しのポイント)

上流対策（発生抑制・再使用）の強化
市民・事業者・行政の役割の見直し
情報インセンティブと経済的インセンティブの検討
物質循環を視野においた廃棄物処理システムの構築
戦略的環境アセスメント（SEA）の試行的導入
PDCAサイクルによる進捗管理システムの検討
不適正処理の防止（有害物質対策，不法投棄対策）

(目標年次)
(2010年)

(2015年)

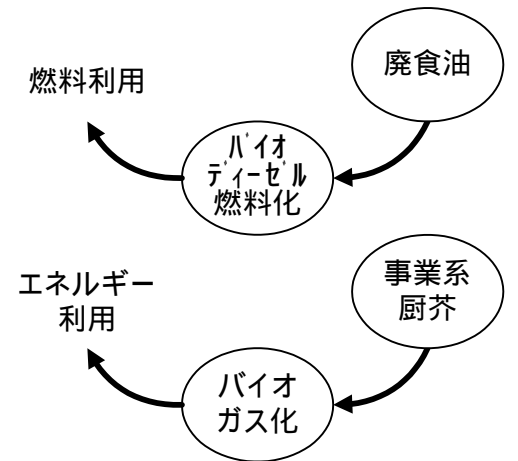


再生可能資源の循環を組み込んだまちづくり

- 厨芥類の多様な循環システムの構築
- ファイバー(木、紙、繊維)リサイクルと伝統産業の創成

⇒ CO₂発生抑制への寄与

京都市域全体の有機物循環



北山エリア

木

・古材バンク
・町屋再生
・家具リペア

21世紀型伝統産業の創成

西陣エリア

繊維

・きものリフォーム
・きものリユースネットワーク

サテライト
(ex.小学校)

オフィス
町内会
による
古紙回収

サテライト
(ex.町屋)

紙

オフィス
町内会
による
古紙回収

都心エリア

食品

市域での
循環

厨芥

飲食

コミュニティ
での循環

農産物
生産

堆肥化

厨芥類
リサイクル

食のゼロエミッション

エコライフを支援するまちづくり

- 情報提供の充実
- 修理、再使用機能のまちづくりへの組み込み

⇒ ごみの発生抑制

市民の役割

- ・ ライフスタイルの見直し
- ・ リサイクル促進行動の実践

事業者の役割

- ・ 排出者責任、拡大生産者責任 (EPR) に基づく自主的取組

行政の役割

- ・ 循環コーディネーター
- ・ 循環の環を広げる人材育成

京都市が目指す循環型社会のイメージ